

改正FITの遵守事項（太陽光発電）

以下、経済産業省 資源エネルギー庁 ホームページQ&Aより抜粋

■10kW以上の発電所は柵塀等の侵入防止策が義務付けられました。

- 1-12 柵塀にはどのような素材を用いればよいですか。
また、第三者が入れないようにするためには、柵塀の高さや発電設備との距離はどうしたらよいですか。

柵塀の素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないものを使用してください。
また、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触られたりしない高さ・距離で設置してください。

- 1-13 柵塀を設置することが困難な場合や第三者が発電所に容易に近づくことができない場合にも、柵塀の設置は必要ですか。

柵塀の設置が困難な場合（屋根や屋上に発電設備を設置する場合等）、第三者が発電設備に容易に近づくことができない場合（塀に囲われた庭に発電設備を設置する場合、河川や崖に面した場所に設置する場合）には、柵塀の設置は不要です。

- 1-14 既に運転開始している発電設備等にも柵塀の設置は必要ですか。
その場合、いつまでに設置すればよいですか。

平成28年度までに認定を受けた太陽光発電設備についても、新制度の基準が適用され、柵塀等の設置が必要です。この場合は、経過措置として新制度の施行から1年以内（平成29年3月まで）に設置を行ってください。

- 1-18 柵塀の設置が必要な場合に設置をしないと、どうなりますか。

指導・助言や改善命令、認定取消しの対象となります。

■20kW以上の発電所は標識掲示が義務付けられました。

- 1-20 標識にはどのような素材を用いればよいですか。
またどれくらいの大きさのものにすべきですか。

風雨により文字が劣化・風化したりしないような素材や加工をしたものを用いてください。大きさはタテ25cm以上、ヨコ35cm以上のものを使用してください。

- 1-21 20kW以上の屋根置き太陽光発電の場合も標識の掲示は必要ですか。

屋根や屋上に発電設備を設置する場合は、緊急時に連絡すべき相手（建物の所有者）が明らかであると考えられるため、不要です。

- 1-22 既に運転開始している発電設備等にも標識の掲示は必要ですか。
その場合、いつまでに設置すればよいですか。

運転開始しているものも含めて、平成28年度までに認定を受けた設備についても、新制度の基準が適用され、標識の掲示が必要です。この場合は、経過措置として新制度の施行から1年以内（平成29年3月まで）に掲示を行ってください。